2026 年 11 月 4 日

日本高度実践看護学会
会 員 各 位

日本高度実践看護学会選挙管理委員
委員長　迫田　典子

日本高度実践看護学会　評議員選挙の告示
（実施方法と当選人の決定について）

謹啓
会員のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。日頃より本学会へ多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。
このたび、一般社団法人日本高度実践看護学会 定款第 5 条 3 項、及び「社員（評議員）選出に関する細則」に基づき、評議員選挙を以下の要領に沿って実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

謹白

記

１．選挙人および被選挙人
１）選挙人
2026 年度の会費を、2026 年 10 月 15 日までに納入した者
（期日までに会費が未納である者、正会員でなくなった者、住所不明者を除く）
２）被選挙人
正会員歴が原則として 3 年以上あり、2026 年度の会費を告示日（9 月 7 日）までに納入した正会員
なお 、正会員歴には、名称変更前の日本専門看護師協議会の正会員としての在籍期間を含みます
２．選挙の実施方法
１）評議員選挙は地区制とする。各地区の正会員数にもとづき、所属地区の選挙区内の被選挙人に対して行う
なお被選挙人の地区は、本会に登録されている所属住所の地区により定める。所属登録がない場合は、自宅住所の地区により定める
２）選挙人は、各選挙区の評議員定数に相当する数の被選挙人を選ぶ
３）選挙区は、「北海道・東北」「関東・甲信越」「東海・北陸」「近畿」「中国・四国」「九州・沖縄」の 6 選挙区とする
４）各選挙区から選出する評議員の人数は下記のとおりである

選挙区	評議員の人数	選挙区	評議員の人数
北海道・東北	5	近畿	10
関東・甲信越	21	中国・四国	4
東海・北陸	6	九州・沖縄	4

5 ）選出評議員の人数は合計 50 名以内とする
6 ）投票期間　2026 年 12 月 4 日（金）～12 月 17 日（木）17 時
7 ）投票方法　本会ホームページの会員限定システムからの電子投票
※2026 年 11 月中旬に投票方法を選挙人にメールで配信する
8 ）開票　2026 年 12 月 19 日（土）
9 ）開票場所　栃木県下都賀郡壬生町大字小林 880　獨協医科大学看護学部 4 階研究室

３．当選人決定
1）各選挙区の有効投票を多数得た者から順に決定し、各選挙区の定数に達するまでの者とする
2）定数に達する順位の者が複数のときは正会員歴の長い順とし、正会員歴が同等の場合は生年月日が早い者とする
3）選挙管理委員会が当選人に当選の旨をメールで通知する

以上